



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第20号 令和3年5月 発行



A COLUMN ～記事～

「任天堂が過去最高益」～時代の流れをつかむ重要性

先日、任天堂が2020年度において、過去最高益を達成したというニュースを目にしました。昨年からのコロナウイрусの影響により巣ごもり需要が増加したことが大きく関係していると思われませんが、そのようなご時世に自己の強みを生かし、過去最高益を達成した任天堂の経営陣の方には、本当に頭が下がる思いです。

どのようなご時世であれ、時代の流れをつかむことが、商売や組織の運営には求められます。先月の頭、普段からお世話になっている自動車販売会社の方と話していたところ、今までにないくらい3月に自動車が売れたと口にしていました。3月は新生活の時期ということもあり、例年も他の月より売れるということですが、今年は本当にたくさん売れたということです。この話をしてくれた方も、時々誰も予測できないようなときに、ものすごく忙しくなることがあると言っておられ、そのようなときは、他の自動車販売会社に聞いても同じように忙しいと言っているということでした。

時代の流れをつかむことは大事なことです、とても難しく、かつ大きなリスクを背負うこともあります。我々のような業界では、在庫は必要ないため、そこまでのリスクはありません(～広告宣伝費が無駄になるくらいかな～それももちろん結構痛いですが)が、自動車販売会社や飲食店などは、売れると思って多く仕入れた場合、それが売れないと不良在庫となったり、廃棄処分をしたりという場合も出てくるため、それにより大きな損失が生じてしまいます。

もちろんリスクを恐れるだけでは何もできません。リスクを恐れ何もできないのなら、そのような人は、商売や組織の運営に携わるべきではないのではないのでしょうか。リスクをきちんと理解し、それをコントロールすることで、大きな成功を手にすることが出来ます。しかし、その一方で、リスクをコントロールできなかった場合に、その責任を取る覚悟も必要です。

成功したときの旨味だけ手にし、失敗したときの責任を回避するという事は出来ません。だからこそ、普段から多くのことを勉強(机の上で行う勉強ではありませんよ)し、色々なことを想定した上で、物事に取り組みことが求められます。



EXPLANATION ～解説～

会社の設立～書類が多い登記

ゴールデンウィーク明けに、1件株式会社の設立登記をさせて頂きました。独立開業して1年7か月が経ちましたが、会社の設立登記は、株式会社・合同会社を合わせてこれで10件目となります。恐らく、他の事務所さんより多く会社の設立登記をしていると思っています。

先月号の事務所通信でも少し触れたように、株式会社を設立する場合、定款の認証というものが必要となるため、合同会社の設立と比べて少し手間が増えます。また、設立登記に必要な書類も、他の登記と比べて多く、面倒くさい登記だと思われがちです。

しかし、登記上の論点はそれほど多いものではありません。とは言っても、気を付けなければならない点はいくつかあります。そこで今月号では、会社の設立登記について解説をさせて頂きます。

1. 定款作成

会社を設立しようと思ったら、どのような会社を作るにしろ、何よりも先ず『定款』を作成する必要があります。定款とは、会社の憲法のようなものであり、会社の基礎となるものです。定款には、下記のようなことが記載されます。

- ①. 商号
- ②. 事業目的
- ③. 公告方法
- ④. 機関設計
- ⑤. 本店所在場所
- ⑥. 発起人の住所・氏名
- ⑦. 資本金額

定款に基づき、会社は運営されます。そのため、定款の事業目的に飲食店の経営ということが記載されていない場合、後に飲食店を経営したいと思っても、定款を変更しない限り、行政の許認可は絶対に下りません。許認可が不要なことをする場合であっても、速やかに定款変更をする方が良いでしょう。

2. 会社設立に必要な書類

会社設立に必要な書類は、会社の機関設計などによって異なりますが、取締役が一人の会社を作る場合の必要書類は以下の通りです。

- ①. 発起人の決定書(要らない場合もあります)
- ②. 就任承諾書
- ③. 払込証明書
- ④. 定款

3. 資本金はいくらにすればいい?

よくお客様に「資本金はいくらにすればいい?」と聞かれます。資本金は1円であっても、会社を作ることが出来るため、いくらという基準はありませんが、以下のような注意点もあります。

- ①. 資本金額が1千万円以上だと消費税の課税事業者となる
- ②. 銀行や他人から借りましたお金を用いて資本金とした場合、公正証書原本不実記録罪の構成要件に該当することがある
- ③. 設立後、金融機関からの融資を受けたい場合、ある程度の額の資本金が必要となる

当事務所では、お客様のご希望に沿った提案をさせていただきます。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL : (076) 227-8019
FAX : (076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☑ info@hisada-office.jp

http://www.hisada-office.jp/